

○日光市移住支援金交付要綱

令和元年11月1日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から日光市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資することを目的に交付する日光市移住支援金（以下「支援金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号に掲げる要件を満たす者のうち、第2号から第5号までに定めるいずれかの要件を満たすものとし、2人以上の世帯の申請をする場合にあっては、第6号の要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元として対象期間とすることができる。

(ア) 住民票を日光市に移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を日光市に移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への

- 通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 平成31年4月23日以降に日光市に転入したこと。
  - (イ) 移住支援金の申請時において、日光市に転入後1年以内であること。
  - (ウ) 日光市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - (イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
  - (ウ) 過去10年以内に交付対象者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。（ただし、支援金を全額返還した場合や、過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となった場合は除く。）
  - (エ) その他栃木県又は日光市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件 次のア又はイに掲げる事項に該当すること。
- ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
  - (イ) 就業先が移住支援金の対象として栃木県マッチング支援事業実施要領に定める企業情報掲載サイトに掲載している求人又は移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
  - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
  - (オ) (イ)の求人への応募日が、企業情報掲載サイト又は移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
  - (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
  - (イ) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業していること。
  - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
  - (エ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則的として恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
  - ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供をされていないこと。
- (4) 栃木県移住支援事業における関係人口に関する要件 次に掲げるいずれかに該当すること。

- ア 栃木県又は栃木県内市町等が実施する農林水産業に関する研修を受講した者であって、研修修了後に農林水産業に就業しているもの
- イ 栃木県又は栃木県内市町等が実施する文化財建造物の保存や修理等（以下「文化財建造物の保存等」という。）に関する研修を受講した者であって、研修修了後に文化財建造物の保存等に関する職業に就業しているもの
- ウ 日光商工会議所が実施する日光創業スクールを受講した者であって修了後に市内で開業しているもの

(5) 起業に関する要件 支援金の交付申請日が栃木県地域課題解決型創業支援補助金交付要領（平成31年4月23日制定。以下「補助金交付要領」という。）に定める補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯の申請をする場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 第4条の申請時において同一世帯に属していること。

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、2人以上の世帯の移住の場合は100万円、単身の移住の場合は60万円とする。この場合において、転入日時時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

（交付の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、転入後1年以内に日光市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 日光市移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 日光市の住民票の写し（2人以上の世帯の移住の場合は、世帯員の全員が記載されているもの）
- (3) 移住元の住民票の除票の写し（2人以上の世帯の移住の場合は、世帯員の全員分）
- (4) 第2条第1号ア（ア）に規定する通勤の要件に該当する場合は、通算して5年以上の期間において東京都23区内への通勤をしていたことを証する書類（東京23区内の大学等への通学期間を当該通勤の期間の要件に含めるときには、東京23区内への通勤及び通学をしていたことを証する書類）

- (5) 第2条第2号に規定する就業に関する要件に該当する場合は、就業証明書  
(様式第3号)
- (6) 第2条第3号に規定するテレワークに関する要件に該当する場合は、就業  
証明書(様式第4号)
- (7) 第2条第4号に規定する栃木県移住支援事業における関係人口に関する  
要件に該当する場合は、対象の研修等を修了したことがわかる書類及び就業証  
明書(様式第3号)又は開業届出済証明書
- (8) 第2条第5号に規定する起業に関する要件に該当する場合は、補助金交付  
要領に規定する補助金の交付決定通知書の写し
- (9) 写真付き身分証明書の写し
- (10) 支援金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付金の  
交付の可否を決定し、規則第7条に定める補助金等(交付・不交付)決定通知書  
により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により通知を受けた者は、日光市移住支援金交付請求書(様式  
第5号)に交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、必要に応じて現地調査を行い、又は申請者に対して報告若しくは  
書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する  
ときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した交付  
金について期限を定めてその返還を命ずることができる。ただし、就業した企業  
の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限  
りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条第2号に規定する就業に関する要件により移住支援金の支給を受け  
た者が、支援金の交付の申請の日から3年未満に日光市から転出したとき。

- (3) 第2条第2号に規定する就業に関する要件により移住支援金の支給を受けた者が、支援金の交付の申請の日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 補助金交付要領に規定する補助金の交付決定が取り消されたとき。
- (5) 支援金の交付の申請の日から3年以上5年以内に日光市から転出したとき。

2 前項に規定する既に交付した交付金の返還の額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第4号までの規定に該当する場合 全額
  - (2) 前項第5号の規定に該当する場合 半額
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月23日から適用する。

附 則（令和2年2月1日告示第7号）

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日告示第124号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に転入した交付対象者に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年5月1日告示第84号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年5月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、令和4年4月1日以後に転入した者に係る移住支援金に適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日告示第39号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 1 日告示第 6 4 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に転入した者に係る移住支援金に適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 8 月 1 日告示第 8 9 号）

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行し、改正後の日光市移住支援金交付要綱の規定は、同年 6 月 2 3 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日告示第 6 7 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 8 月 1 日告示第 1 2 0 号）

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日告示第 7 0 の 2 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日告示第 7 0 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。